

平成22年 第3回 定例会

田原本町議会会議録

平成22年9月8日

午前10時00分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 議事係長 植田知孝君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 森口淳君
総務部長 中島昭司君	総務部参事 石本孝男君
住民福祉部長 松田明君	生活環境部長 平井洋一君
産業建設部長 高村吉彦君	水道部長 吉川建君

総務課長	鍬田芳嗣君	監査委員	植宏君
教育委員長	里見大聞君	教育次長	松原伸兆君
会計管理者	東口豪君	選挙管理委員会 事務局長	駒井啓二君
農業委員会 事務局長	小泉義次君		

平成22年田原本町議会第3回定例会議事日程

9月8日（水曜日）

- 開 会（午前10時）
- 町長招集挨拶
- 会期の決定
- 会議録署名議員の選出
- 現金出納検査の結果報告
- 休 憩（日程の説明）
- 同 第3号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて
 - ・提案理由の説明
 - ・採決
- 発議案の一括上程（発議第9号より発議第10号までの2議案について）
 - ・趣旨説明
 - ・質疑
 - ・討論
 - ・採決
- 報 第10号 平成21年度田原本町健全化判断比率の報告
- 報 第11号 平成21年度田原本町資金不足比率の報告
- 報 第12号 平成21年度田原本町一般会計予算継続費精算報告書について
- 議案の一括上程（報第13号より認第1号までの9議案について）
- 町長より提案理由の説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開会

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

これより平成22年田原本町議会第3回定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

町長招集挨拶

○議長（松本宗弘君） 町長より定例会招集についてのあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成22年田原本町議会第3回定例会の開会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、常日ごろから町勢発展のため多大なご支援、ご協力を賜っておりますこと、厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、本日は公私何かとご多用の中ご出席をいただきまして、今期定例会を開会でき得ましたことに重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、国政も慌ただしい動きの中で、社会経済情勢も厳しく不安定な状況にあります。本町といたしましても、今後なお一層の厳しい財政運営を強いられることが予想されますが、多様化する住民ニーズに対応して個性豊かで活力に満ちた魅力あるまちづくりを推進してまいりたいと存じます。また、田原本町総合防災訓練を8月29日に実施をさせていただきました。当日は大変暑い夏の日差しの中、議員各位をはじめ住民の皆様のご参加と、各関係機関・団体のご協力をいただき、防災訓練に熱心に取り組んでいただきました。

今年も全国各地において甚大な風水害に見舞われております。先の7月21日早朝には奈良県を震源地とする地震が発生し、本町は震度3であったところであります。さらに8月27日午後4時から1時間当たりの降雨量が77.5ミリに達する極地的豪雨に見舞われ、県道の冠水や床下浸水などが発生したところであり、防災対策の重要性を改めて痛感する次第であります。今後もいつ発生するかわからない自然災害に迅速かつ的確に対応できるよう、引き続き安心して暮らせる災害に強い

まちづくりを推進してまいりたいと考えております。

そのような中、今期定例会におきましては、5件の報告事項及び8議案の重要案件につきましてご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしくお願いを申し上げます、簡単ではございますが開会のごあいさつとさせていただきます。

会 期 の 決 定

○議長（松本宗弘君） 会期の件についてお諮りいたします。本定例会の会期は本日から17日までの10日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、会期は17日までの10日間と決定いたしました。

会議録署名議員の選出

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第119条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

11番、松本美也子議員、12番、小走議員、13番、吉川議員、以上の3名の方をお願いをいたします。

現金出納検査の結果報告

○議長（松本宗弘君） 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果について、代表監査委員。

（監査委員 榎 宏君 登壇）

○監査委員（榎 宏君） おはようございます。

議長のご指名によりまして、去る6月25日、7月26日、8月25日に、議会選出委員とともに実施いたしました現金出納検査の結果をご報告いたします。

一般会計及び各特別会計に属する5月31日、6月30日並びに7月31日現在

の出納状況について検査いたしましたところ、検査現在日での現金残高は、町指定金融機関保有の現金残高及び各金融機関の預金残高の合計と歳入歳出簿現金残高と符合し、関係法令を遵守の上、的確に処理されていたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 日程の説明の間、暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時07分 再開

○議長（松本宗弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入ります。

同第3号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求める
ことについて

○議長（松本宗弘君） 同第3号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは議案を朗読させていただきます。

同 第3号

教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成22年9月8日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 田原本町大字宮森315番地

氏 名 かたくら 片倉 てるひこ 照彦

生年月日 昭和28年12月18日

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、同第3号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

本案は濱川利郎氏の辞職に伴い、補欠の委員として田原本町大字宮森315番地、片倉照彦氏、昭和28年12月18日生まれを適任者として任命することについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） ただいま町長より説明のありました教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、片倉照彦君に同意することにご異議ございませんか。（「議長」と永井議員呼ぶ）

4番、永井議員。

○4番（永井満智男君） 議長のお許しを得まして、同第3号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて反対の立場から意見を申し述べたいと思います。

片倉照彦氏とは、去る8月31日付けで田原本小学校を退職された前田原本小学校長であると推察しております。そして今回の教育委員選任は、今空席になっている町教育長への着任が前提になっていることにほぼ間違いはないでしょう。私も齢69歳に近づいています。このように具体名の出た案件には「ご苦労さまです。頑張ってください」と愛想よく振る舞ったほうが無難であることは、よく心得ておりますが、私を町議会に推し上げていただいた町民の鋭い指摘も看過できない、もう1人の私がいることをご容赦願います。

県と県教委は本年4月1日付けでパワーハラスメントの防止等に関する指針を出しております。当然のことながら、町教育委員会及び町内各小中学校、幼稚園にも通達され、その指針に基づき具体的な措置がなされていなければなりません。その指針の中で、パワーハラスメントとは「職権などの権限や地位等を背景に適正な業務の範囲を逸脱して、原則として継続的に人権と尊厳を傷つけ、勤務環境を悪化させる人権侵害行為をいう」と定義されています。

そこでこの間、片倉校長にかかるよからぬ噂が私の耳にも入ってきています。

1つ目は、片倉校長は、私的あるいは公的業務を問わず、数名の教員に自宅から車で送迎させているのではという問題。

2つ目は、パチンコ好きは個人の自由であります、他の教員を執拗にパチンコに誘い、時には特定のパチンコ店の特定の台を確保するために早々に勤務を離れることを強要したこともあるといいます。

もし、これらの行為を強いられている人が講師であったり、臨時雇用の立場であったりしたら、その精神的な負担は決して小さいものではないと思います。

3つ目には、リラックスした場であっても、たとえジョークのたぐいにしても、自分が気に入らないときに発するという「御所へ飛ばすぞ」の口ぐせは何を意味しているのでしょうか。

それに片倉校長は、かつて県教育委員会事務局の勤務経験もある方と聞いていますので、平成12年6月に制定された人権教育及び人権啓発の推進に関する法律はよく熟知されているはずであります。にもかかわらず、田原本小学校で人権担当教員を任命する際、「人権教育などは、そこそこにしておいていいですよ」と申し渡されたといいます。

だからでありましょうか。昨年1カ年、いじめを受け続けてきた女生徒と父母の訴えを校長は、教職員に、いや、人権担当教員にすら下ろしていません。全教職員の共通の課題とせず、結局のところ学年更新によるクラス再編により、うやむやのまま済ませています。要するに片倉元校長は人権教育がお嫌いということではないのでしょうか。

そう言えばですね、先月の20日に、生涯学習センターにおきまして、人推協地区別懇談会事前研修会が開催されたのですが、出席者には学識経験者や各学校経験者も多数おられ、私は地区懇の開催自治会長として出席しておりましたが、今年から地区別懇談会の題材が新しく更新された関係上、ほぼ全員が終始熱心に耳を傾け、新しい題材を理解するために質疑応答も頻繁に行われたにもかかわらず、当時片倉校長は約1時間の説明時間中、一体何をされておられたのか。ほとんど目を閉じてうつむいておられ、私は校長という激務に相当お疲れのご様子だなと強く印象に残ったことがありました。

私が尊敬する寺田町長、かかる人権教育嫌いで、いばり屋の教育長は明らかに時代遅れな人ではないでしょうか。私自身、反対意見を申し上げることに大変心の葛藤があったのですが、先ほど申しましたとおり、私が片倉氏について聞いてきたことと、私が実際に目にしたことが余りにも一致したため、あなたの足を引っ張りかねない人事だと危惧して、あえて反対意見を討論いたしました。教育委員会という最も品位と良識を必要とする府にふさわしい委員を選ばれてはいかがかと思います。まだルビコン川を渡り切ったわけではないでしょう。再考を求めます。

以上で発言を終わります。議長、ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） それでは同第3号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、同第3号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、片倉照彦君に同意することに決しました。

発議案の一括上程（発議第9号より発議第10号までの2議案について）

○議長（松本宗弘君） 発議第9号、旧日本軍「慰安婦」問題について政府の誠実な対応を求める意見書及び発議第10号、家電エコポイント制度の再延長並びに住宅エコポイント制度の延長を求める意見書の2議案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第9号、旧日本軍「慰安婦」問題について政府の誠実な対応を求める意見書及び発議第10号、家電エコポイント制度の再延長並びに住宅

エコポイント制度の延長を求める意見書の2議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、発議第9号及び発議第10号の2議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、この際、議案の朗読を省略いたしまして、各々提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

それでは順次提出者より趣旨説明を求めます。発議第9号について、9番、吉田議員。

(9番 吉田容工君 登壇)

○9番(吉田容工君) それでは、発議第9号、旧日本軍「慰安婦」問題について政府の誠実な対応を求める意見書の提案理由を申し上げます。

この間、アメリカ、オランダ、カナダ、ドイツの各政府、さらにEU議会、それと国連で、旧日本軍が女性を強制的に性奴隷にしたことを公式に認め、謝罪するよう日本政府に求める決議を採択しています。これは第2次世界大戦中に日本軍が行った非人道的行為に対して、これまでの日本政府があいまいにしてきたことを非難したものです。その点では慰安婦問題は、過去の問題ではなく、現政府の人権意識が世界から問われているのです。政権が改まった今、過去の過ちを率直に認め、慰安婦被害者に謝罪した上で、今の日本は女性の人権を尊重する国ですよ、二度と同じ間違いはしませんよと宣言することが大切ではないでしょうか。本町でこの意見書を提出することは、政府に速やかに人権宣言をすることを促すものです。

それでは当時の状況から説明します。

1910年締結された婦女売買に関する国際条約第2条には、「何人たるを問わず、他人の情欲を満足せしむる為、醜行を目的として詐欺により、又は暴行、脅迫、権力濫用、その他一切の強制手段を以て成年の婦女を勧誘し誘引し、また拐去した

る者は・・・罰せられるべし」と定められました。当時の日本政府もこの条約に加盟していました。

また国内でも、明治41年施行された刑法第229条には国外移送罪が規定されていました。帝国外に移送する目的をもって人を略取または誘拐したる者に、通常の略取誘拐より重い罪を認めていました。

このような状況のもと旧日本軍はどのように慰安婦問題にかかわっていたのか。この件について、当時の政府、1992年から1993年の2回にわたって、日本政府は旧日本軍慰安婦問題について調査を行いました。

その結果、公表された事実は、まず1番目、速やかに慰安設備を整える必要があるとする日本軍の通牒が見つかったこと。

2番目、慰安婦の募集に当たる者の人選を適切に行うとする日本軍の通牒が見つかったこと。

3番目、慰安施設の築造・増強のために兵員を差し出すべしとの日本軍の命令が見つかったこと。

4番目、日本軍の部隊ごとに慰安所利用日時の指定、慰安所利用料金、慰安所利用に当たっての注意事項が作成されていた資料が見つかったこと。

5番目、慰安所で働く慰安婦の性病検査を軍医が定期的に行っていた資料が見つかったこと。

6番目、慰安所開設のために渡航する者に対して、軍の証明書を発行していたことを証明する文書が見つかったこと。

これらの日本軍の文書が確認されたことから、旧日本軍慰安婦については、募集・開設・管理運営のすべてが旧日本軍の管理下で行われたことを政府が認め、河野談話が発表されました。

その河野談話には、「慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたいを傷を負われたすべての方々に対し、心からのお詫びと反省の気持ちを申し上げます。また、そのような気持ちを我が国としてどのように表すかということについては、有識者のご意見なども徴しつつ、今後とも真剣に検討すべきものと考え」と表明したにもかかわらず、この間、放置されたままになっています。この約束を果たすためにも、今すぐ閣議決定による謝罪、国家補償、名誉回復への措置をとる

ことを求めていこうではありませんか。

今インターネットが普及し、さまざまな情報が洪水のように溢れています。その中には、旧日本軍慰安婦問題についての的確な情報を発信しているものもありますが、「あれは金儲けのためにしてたんや」という事実に基づかない誹謗中傷のたぐいの情報も多数発信されています。

このような中で、次世代に真実を引き継ぐためには、歴史教科書でちゃんと伝えることがどうしても必要になります。河野談話にも「我々はこのような歴史の事実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。我々は歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を長く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する」と明言されています。この約束を果たし、真摯にこの問題に取り組むよう政府に求めることが今本当に求められているのではないのでしょうか。

子どもたちに、ただ単に「戦争はあかん」と教えるのではなく、「戦争では女性は物として扱われた、だから二度と戦争はあかん」と、具体的な情報を提供することにより、戦争の真実を伝えることができるのではないのでしょうか。

議員の皆さん、政府に慰安婦に謝罪し名誉回復を図るよう後ろを押しましょう。歴史教科書へ明記し、後世に伝えるよう求めようではありませんか。旧日本軍慰安婦の問題は今の政府に向けられた民主主義への課題です。そしてこの意見書を審議されている皆さんにも、女性を人ではなく性のはけ口として、単なる物として扱った歴史認識が問われています。女性の人権をどのように考えておられるのか。今、皆さんの見識が問われています。本意見書に全議員が賛同され、女性の人権を尊重する議会という宣言をしていただくことを期待いたしまして提案理由の説明といたします。

○議長（松本宗弘君）　続きまして、発議第10号について、5番、古立議員。

（5番　古立憲昭君　登壇）

○5番（古立憲昭君）　議長のお許しをいただきまして、発議第10号、家電エコポイント制度の再延長並びに住宅エコポイント制度の延長を求める意見書に対しての趣旨説明をさせていただきます。

ご承知のように今や日本の景気は世界から取り残され、危機的状況といっても過

言ではありません。内需外需ともに早急に経済対策を打ち出す必要があります。しかしながら、今の政府は党首選にかかりつきりになっており、残念ながら的確な経済対策が打ち出せておりません。

一方、自公時代に経済対策としての温室効果ガス削減をも含めてエコポイント制度が導入され、家電売り上げアップなどで一定の経済効果が証明されており、景気の底支えとして評価されております。このエコポイント制度、本年末には終了でありましたが、直嶋経済産業大臣は来年3月まで3カ月間ですが延長を表明いたしました。まだ政府の閣議決定がなされておりません。また、制度の内容も少し厳しくなっておりますが、現在の景気動向や円高・円安を考えると、この制度の再延長並びに、延長してでも景気の底支えとなるという思いから今回意見書として提出させていただきました。

議員各位におかれましては、このことをお考え願って趣旨に賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（松本宗弘君） ただいまの各々の趣旨説明に対し質疑を許します。12番、小走議員。
- 12番（小走善秀君） ちょっと質問でございます。先ほどの旧日本軍慰安婦が存在したという事実はどこで証明されたんですか。先ほどいろいろと説明を何かされたようなんですが、はっきり旧日本軍慰安婦がいたという事実がどうなのか。ちょっとその辺をご説明いただけますか。
- 議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。
- 9番（吉田容工君） 私は今回意見書を提案するに当たって、先ほど申しました1992年7月と1993年8月に政府が行った調査の資料を参考にさせていただきました。

その中で出されている問題で、1993年8月4日の第2次調査発表では、慰安所が存在した地域、また慰安婦の総数、慰安婦の出身地というのもちろんと明記されていまして、慰安婦の総数というのは、発見された資料には慰安婦総数を示すものがなく、またこれを類推するに足る資料もないので慰安婦総数を発表するのは困難である。しかし、上記のように長期かつ広範な地域にわたって慰安所が設置さ

れ、数多くの慰安婦が存在したものと見られるということで、政府のほう調べて発表した中身にそう書いてありますし、慰安所が存在した地域は、日本・中国・フィリピン・インドネシア・マラヤ・タイ・ビルマ・ニューギニア・ホンコン・マカオ・仏領インドシナなどであると明記されています。さらに慰安所の管理についても、先ほど提案理由で説明しましたように、いろんな資料が見つかっています。それでよろしいでしょうか。

○議長（松本宗弘君） よろしいですか。5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ちょっとお聞きしたいんですけども。日本軍によるこの慰安婦、大変お気の毒な状況で、私も理解は大変するんですけども。昭和40年に日韓基本条約が結ばれました。そのときに今後の補償はもう国家としてはしないということで、日本としても有償・無償合わせて5億ドル、そして民間借款のほうですか、3億ドル、合計8億ドルの補償をしたわけでございます。当時の韓国の国家予算が3.5億ドルだと思しますので、相当な金額を日本も日本の経済を考えてでも補償したわけでありましたが、この日韓基本条約をどう考えておられるのかということと、それと国家補償ということと、それを先ほど述べられて、これが個々に広がるというのか、何らかの形で日本もお詫びはしていかなければいけないと思うんですけども、朝鮮だけではなくて、今述べられたように、あっちこっちにやはり慰安所ができております。それに対して、それも今後そういうことが起こってくれば補償していくのか。また北朝鮮の方々もおられます。そのような方々に対してもどういう考えでおられるのか、その辺のことを少しお聞きしたいと思えます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 国家間の補償については、日韓間で既に決着済みであります。当時この慰安婦の問題については、その対象とされていなかったということ。それと個々の被害者に対しては、やはり誠意をもって対応するというのが当然ではないかなという思いがあります。

さらに日本政府がこういう旧日本軍が慰安所というのを軍が管理をしてやっていたということが明らかになった以上、そのこと自体が間違っていたと日本政府が認めること、これが大切でありまして。これに対して補償がどれだけになるかわから

ないから心配だというのは、それはまた二の次の話であります。特に慰安婦とされた方はもう高齢になっておられますし、生存されている人がどこまでおられるかわかりませんし、また非常に微妙な問題で、私はこういうことをさせられていたということを世間に知られるのは嫌だというのが普通の思いであろうと思いますし。まず日本政府がこういう女性を性のはけ口として、人ではなく物として扱ったと、こんなことをしないんだよと宣言することが今本当に大切じゃないかなと。それはお金の代償ではないと思いますので、ぜひ日本政府としての的確な対応、誠実な対応をすぐ発表されるように進めていきたいなと思います。

○議長（松本宗弘君） よろしいですか。

ほかにありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それではエコポイントの意見書についてお伺いします。

私はエコポイント制度は急場しのぎの経済対策としては有効だと思うんです。急場しのぎというのはですね、その急場をしのいでいる間に、本隊が乗り出して内需を拡大するという施策が求められると。それを待ってるわけですけども、なかなかそれが出て来ないというのが実態なんですけれども。その急場しのぎを次々と延ばしていても、結果的には出て来ないんじゃないかと心配するわけですね。

先ほども指摘されてましたように、今は国内の政治どころではなくてですね、自らの地位をどうするかということが問われてますので、それはしょうがない面もあると思いますけれども、このエコポイントを延ばすことが本来の本格的な経済対策を先送りするんじゃないかなと思うんですが、それはどう考えておられますか。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） 吉田議員の言われるとおり、全くその通りでございます。もう急場しのぎです。本来ならばおっしゃるように根本的な経済対策をしてほしいんですけども、おっしゃるようにしない。だからもうこれは仕方がないんですよ。とにかく急場対策でもいいから、何でもいいからしてほしいというだけの話でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 吉田議員、よろしいですか。（「はい」と吉田議員呼ぶ）

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。12番、小走議員。

（12番 小走善秀君 登壇）

○12番（小走善秀君） 議長のお許しを得まして反対の討論をさせていただきます。

旧日本軍「慰安婦」問題について政府の誠実な対応を求める意見書でございます。

従軍慰安婦というのは、ひところ、日本の中学校の歴史教科書その他で一斉に掲載されたことがありました。現在でもそうした記述が一部残っている教科書がありますが、全くこれは事実と反しております。

ここに明星大学の戦後教育史研究センターの勝岡寛次先生のご著書の一部を拾ったんですが、ここには、まず「従軍慰安婦」という言葉自体が後生の捏造で、同時はそんな呼び名はありませんでした。従軍というのは、軍属に所属する文官や……。

（「反対じゃないんです。私、従軍慰安婦なんて一言も言ってないですし、この意見書にも従軍慰安婦は出てないですよ、そんな。だから従軍慰安婦と今までおっしゃってるから削除を願います」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 旧日本軍慰安婦に変えてもらえますか。

○12番（小走善秀君） はい、わかりました。

ただ、慰安婦ということで今問題になっているのは、軍に属したということが、先ほどもお話の中でありましたよね。だからそういうことで、これが日本政府が関与したということで謝罪せよと、こういう話ですね。そのことで、意味合い的には同じなので、今ほぼ説明したこととあまり変わらないのではないかなと思います。

それで、慰安婦は軍属ではなく、民間人が経営する慰安所でもっぱら軍人相手の売春に従事した婦女のことを、日本軍では「慰安婦」と呼んでいましたが、このような婦女は日本に限らず世界中の軍隊に、これはつきものであったと、過去はね。

日本軍が朝鮮の女性を強制連行して慰安婦にしたという話、先ほどの慰安婦に関してですが、慰安婦の多くは家が貧しくて、身売りされた不幸な女性であった。しかし、米軍情報部の聞き取り調査によると、慰安婦の給料は月額1,000円から2,000円。兵士の月給は月額20円。100倍ほどの開きがあるわけですね、月収で。接客を断る権利も認められていた。また、全借金を返済すれば郷里へ戻ることも許されていたというのが、慰安婦の解説です。

朝鮮人の女性を強制連行して慰安婦にしたという話、これも朝日新聞が、慰安婦狩りの証人として、しばしば紙上で取り上げた吉田清治という人、慰安婦の強制連行を行ったと自ら主張する唯一の人物であると。吉田氏は、その場所を済州島としているが、済州新聞の許営善記者や、郷土史家の金奉玉氏らは調査の結果、これを全くの作り話であるとして否定しております。これは実際に現地調査をした学者の研究により、今日では明らかになっているということも、秦郁彦さんの『慰安婦と戦場の性』というご著書にも記載されているようです。

韓国人女性もこう証言しています。「私は韓国で生まれて26歳まで韓国で生活していた間、村の女を軍や総督府の官憲が強制的に連行したといった話は一切耳にしたことはありません。また、私がインタビューした植民地時代の韓国人の誰一人として、そのような光景を見たことも聞いたこともないと言っています」と。呉善花さんの『「反日韓国」に未来はない』というご著書に記載されております。

日本政府が調査した報告書においても、強制連行については1件も立証できていないことから、このことは明らかであります。もし日本軍が奴隷狩りのようにして、嫌がる朝鮮人女性を強制連行したという話が事実であったのなら、当時から大きな社会問題になっていたはずですし、戦後、韓国がこれを問題にしないはずはありません。しかし、不思議なことにこの問題が起こる平成4年（1992年）まで、韓国民も韓国政府も一度たりともこの問題を取り上げたことはありませんでした。逆に言えば、これは強制連行がなかったということの意味している。

それでは、どうして平成になって突然この問題が浮上したのでしょうか。この問題が起ったきっかけは、平成4年1月、朝日新聞が「太平洋戦争に入ると主として朝鮮人女性を挺身隊の名で強制連行した。その数は8万とも20万ともいわれる」と報じ、当時の日本政府、宮沢内閣の河野洋平官房長官が謝罪の談話を発表したことに端を発しています。日本政府が公式に謝罪したのだから事実なのだろうと受け止められ、その結果、教科書にも載ってしまったのです。

しかし、この談話は、実は強制性を認めるようにとの韓国政府からの強い要請による発表でありました。日本政府の調査資料からは、そんな事実は1件も見つからなかったことが、国会における平林博外務審議室長や石原信雄官房副長官の証言で明らかになっております。先ほど来、吉田議員がおっしゃられたようなことは、そ

の後、国会で否定されたということでございます。慰安婦が強制によって集められたとする根拠は、韓国側が用意した元慰安婦の一方的証言のみであり、しかも、この証言の裏付け調査は一切行われていないのです。

なお、「挺身隊」というのは、昭和19年に女子挺身勤労令により工場動員された女性のことを指して、慰安婦とは全く関係がありませんということでございます。

また、この証言の裏付けとして、韓国側で慰安婦の問題に中心的に取り組んでいる韓国挺身隊問題対策協議会は、1993年に比較的信頼性の高いと思われる元慰安婦の証言のみを19人分集めて『証言集 強制連行で連れて行かれた朝鮮人慰安婦達』を発行した。

このうち、15人が貧しさからの人身売買であったことを証言しております。残り4人が強制連行を主張しておりますが、その4人のうち2人は軍の慰安所の存在しない、釜山、富山でそれぞれ働いていたと主張していて、証言の信頼性が薄いということでございます。残りの2人は日本で訴訟を起こしており、その訴状では「義理の父に売られた」「朝鮮人に誘われた」と、それぞれ証言集の内容とは違うことを書いております。

一番根本になる19人のその証言自体がこういうふうにして、ほとんど証言になってないということでございます。これは事実では全くないわけで、こんなあやふやなことで補償問題を論じていいのかというところでございます。

結局、河野談話は今日では裏付け調査を行わないまま、元慰安婦の証言に基づいてお詫びと反省をした事実が明らかになっていると。一方、政府が調査発掘した資料によれば、20万人の朝鮮人女性が慰安婦として強制連行した事実がなかったことが既に判明しております。したがって、本来政府は河野談話を撤回すべきであり、これを根拠として慰安婦への謝罪、賠償、教科書への記載を求めるべきではありません。世界各国の慰安婦決議は検証されていない元慰安婦証言を根拠としております。これら各国であっても、もし自国が被告の立場であれば、検証されていない証言のみに基づく決議を受け入れるはずはございません。人権を蹂躪された女性の境遇は本当に同情すべきであります。それが日本政府及び軍が組織的に女性を強制的に性奴隷とすべく連行したとの主張である限り、政府はむしろ過去の日本及び日本人の名誉を守るために反論すべきであります。

これは、今年7月15日の新聞、地方議会でこの慰安婦問題が可決広がるということで産経新聞に載っております。

その中で、堺市議会で一人の議員は、「国内では官憲による強制は捏造だと証明されており、すべて虚偽であり、祖先や英霊の名誉を守るためにも可決してはならない」ということを言明しております。「可決が広がれば、政府の公式謝罪や補償、子どもへの歴史教育など、取り返しのつかない汚点を残すことにつながりかねない」ということでございます。

先ほども名前が出ました現代史家の秦郁彦氏は、「補償問題で言えば、平成7年設置のアジア女性基金で既に償い金が支給されている。意見書はさらに払えということなのか、支給漏れの人を探せということか、意味が不明だ。いずれにせよ運動のエネルギーと結束を維持するための便法と思われる」と指摘しております。

これは新聞の記事でございます。

(平成22年7月15日付け 産経新聞の記事の切り抜きを壇上より示す)

ということで、以上、このことが事実でないことに対して、こういう意見書、これを可決するということには、絶対あってはならないことだと思います。女性人権問題、この女性の問題は、まさに吉田議員が言われたとおりですが、この軍が、あるいは国が管理して慰安婦を置いたということに関しては事実ではありませんので、これは可決されるべきではございません。どうぞ皆さん否決していただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。9番、吉田議員。

(9番 吉田容工君 登壇)

○9番（吉田容工君） それでは、発議第10号、家電エコポイント制度の再延長並びに住宅エコポイント制度の延長を求める意見書に対して反対の討論を行います。

先ほども質問させていただきましたけども、提案者も認めておられますように、家電エコポイントや住宅エコポイント制度が一時的に内需拡大に貢献したことは認めます。

しかし、これは一時的な制度としては認めることはできても、延々と続ける制度としては認めることはできません。まだ使える家電等を廃棄して、新しい家電等を購入させる制度は、物を大切に使う、もったいないというよき習慣を放棄すること

につながります。ごみを増やします。しかも、多額の税金を投入しています。本来この制度を実施している間に本格的な内需を刺激する施策を打ち出すものですが、残念ながら安易にこの制度を延長することは、真剣に内需刺激策を検討することを曠廢に迫りやることにつながりますので、本意見書に反対いたします。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。3番、森議員。

（3番 森 良子君 登壇）

○3番（森 良子君） 旧日本軍「慰安婦」問題について政府の誠実な対応を求める意見書に対して賛成討論をさせていただきます。

先ほどの小走議員の捏造、事実でないという意見には大変驚きました。

慰安婦というものがなぜあったのか、私は調べてみました。慰安婦を収容する慰安所が軍によって最初に設置されたのは1932年の上海事変の際でしたが、それがより組織的に行われるようになったのは、南京大虐殺直後の1938年1月に上海郊外に開設された陸軍娯楽場、慰安婦100名からとされています。これは占領地において、日本兵による一般女性への性暴力が頻発したため、対日感情の悪化と軍人の道徳低下を防ぐとともに、軍隊内への性病蔓延を阻止するためにとられた措置でした。

慰安婦とされた女性たちは、その多くが朝鮮から女子挺身隊などの名目で連れて来られた20歳前後の未婚女性たちでした。どんな事態が待ち受けているかも知られず連行され、ふるさとへ帰ることもできず、本当に生き地獄だったと思います。この女性たちが性奴隷として扱われたことは、同性として決して許すことはできません。もし、彼女たちが自分の娘であったり、母であったりと想像してみてください。人権無視も甚だしく、怒りと悔しさでいたたまれない気持ちになります。

慰安婦にされた女性の総数は8万人とも10万人とも言われ、さらに多数に上ったという推計もあります。過ぎた月日は取り戻せませんが、謝罪、補償をし、過ちを繰り返さないために、真実を歴史教科書に記述し、次世代に伝えることが大切だと思います。

議員の皆様におかれましては、ぜひこの旧日本軍「慰安婦」問題について政府の誠実な対応を求める意見書にご賛同くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） ほかに討論ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより発議第9号、旧日本軍「慰安婦」問題について政府の誠実な対応を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成少数と認めます。よって、本議案は否決されました。

続きまして発議第10号、家電エコポイント制度の再延長並びに住宅エコポイント制度の延長を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

報第10号 平成21年度田原本町健全化判断比率の報告

報第11号 平成21年度田原本町資金不足比率の報告

報第12号 平成21年度田原本町一般会計予算継続費精算
報告書について

○議長（松本宗弘君） 続きまして、報第10号、平成21年度田原本町健全化判断比率の報告、報第11号、平成21年度田原本町資金不足比率の報告及び報第12号、平成21年度田原本町一般会計予算継続費精算報告書についての3議案を議題といたします。

お諮りいたします。報第10号、報第11号及び報第12号の3議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、報第10号、報第11号及び報第12号の3議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より報告議案の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。町長より報告議案の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、平成22年田原本町議会第3回定例会に提出させていただきました議案のうち、報告事項につきまして概要の説明を申し上げます。

報第10号、平成21年度田原本町健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により議会に報告するもので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字でありますことから比率はございません。実質公債費比率は12.1%で、前年度との比較は0.3ポイントの上昇であります。早期健全化基準25%の概ね半分以下の状況でございます。将来負担比率は81.8%で、前年度との比較は2.9ポイントの下降であり、主な要因は一般会計の地方債残高の減少によるもので、早期健全化基準350%の概ね4分の1以下の状況でございます。

次に、報第11号、平成21年度田原本町資金不足比率の報告につきましても同法第22条第1項の規定により公営企業の資金不足の状況を議会に報告するもので、水道事業会計並びに公共下水道事業特別会計ともに資金不足比率はございません。

指標が1つでも基準を上回った場合は計画を策定し、財政の健全化を図ることになっておりますが、本町の各指標はいずれも基準を下回っております。

次に、報第12号、平成21年度田原本町一般会計予算継続費精算報告書につきましては、田原本駅周辺整備推進事業費の継続費の年度が終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） ただいまの町長の報告議案の説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 出されている数字はよくわかるんです。例えばですね、これを見たら田原本町はすごく財政事情がいいなと、一般の方は判断するんじゃないかなと思うんですね。その中でですね、一般会計は決算委員会のほうで審議をされるわけですが、単年度赤字ですよ。それと水道会計は、もうここ何年間赤字と、累積欠損が1億6,000万円ぐらいになってますよね。そういう数字がここに全く反映していないと。その点では政府の求める数字はこうですよと、しかし、田原本町の実質はこうですよという説明があって初めて住民の皆さんは田原本町の状況を理解されるんじゃないかと思うんですね。

その点では、こういう比率を発表されるに当たってですね、注釈等で政府の求める数字はこうですけども、実際はこういう赤字なんですという話というか、注釈というのはつけないのかなと。そうしないと田原本町の財政状況が住民の皆さんにわからないんじゃないかと思うんですけども。そこは政府としては求めてないと思いますよ。思いますけど、町としてはそういう発表をされるほうが良心的じゃないかなと、そういう中で苦勞して頑張ってますよということになりますからね。そういうことはするつもりはないんですか。そこだけ聞かせてください。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） はい。ございません。この数字をもって概ね健全であるということをおは町民の皆様方にご報告を申し上げたいというふうに思うのが1点であります。

確かにおっしゃってるように、1つ1つをとれば、水道会計であり、赤字のところもあります。単年度でとって赤字になっているところもございます。しかし、ご承知のように平成19・20・21年度というのは、償還が一番ピークの時を迎えて、これは以前からこのときの財政が非常に厳しくなるということはわかってきた状況でありまして、平成21年度が一番のピークを迎えたわけでございます。そういった関係で実質公債費比率等が下落しているのが、ここの数字をもって見ていただいてもとれるわけでありまして、しかしながら、概ね健全であるというふうに

推移しているというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それと水道会計なんですけどもね、この審査意見書というのを付けていただけてますけども、3億4,654万6,000円の資金余剰額であるという判断をされてるわけですよ。流動資産から流動負債を引いたら資金余剰かといったら、そうでもないですよ。固定負債もありますしですね。その点はね、こう書いていただきますと、水道会計自体は安泰だなという判断になると思うんですけども。そうじゃないと思うんですけど、それはどうですか。私、この流動資産から流動負債を引いたら、残りがプラスだったら安泰だという、そういう行政のほうも判断されているんですか。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） そのことにつきましても、今回の決算委員会、また並びに常任委員会等でご報告をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

平成21年第1回定例会、古立議員からのご質問にお答えさせていただき、平成21年度決算が出た段階で、委員会のほうでご報告をさせていただくという質問にお答えをさせていただきました。今回平成21年度決算が出ておりますので、それをもちまして常任委員会等で報告をさせていただき、皆様方のご意見等も仰がせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そんなん聞いているのと違うんですよ。この流動資産から流動負債を引いたら3億4,000万円のお金が余ってあると書いてあるから、そういう認識ですかと聞いているわけですよ。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） そういう認識ではありません。ですから常任委員会並びに決算委員会で皆様方のご意見をいただければ結構かというふうに思います。

○議長（松本宗弘君） よろしいですか。（「はい」と吉田議員呼ぶ）

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

以上をもちまして、報第10号、平成21年度田原本町健全化判断比率の報告、報第11号、平成21年度田原本町資金不足比率の報告及び報第12号、平成21年度田原本町一般会計予算継続費精算報告書については、議会の承認事項ではありませんので、以上でご了承をお願いします。

お諮りいたします。ただいま町長より清掃工場建設の状況報告を行いたい旨の申し出がありましたので報告を受けることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、町長より清掃工場建設の状況報告を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のお許しをいただきまして1件ご報告を申し上げます。

新たな清掃工場建設の対応につきましては、議員各位をはじめ町民の皆様にご心配をおかけしております事項であり、一昨年以來あらゆる選択肢を模索・検討し、議会清掃工場建設検討特別委員会におきましても協議、議論を重ねていただいたところでございます。

この間、特別委員長報告や一般質問にお答えするなどして、その検討状況を議員各位にもお知らせし、選択肢の中から広域化建設を第一義として検討を進めるとともに、相手方自治体などとも事務的な協議を進めてまいりました。

このたび建設予定地の地元同意を得られましたことから相手方自治体名を双方同時期に公表し、広域建設に向けて正式に協議に入りたく、また御所市議会9月定例会初日の6日に市長から各議員に報告されましたことから、急遽この場におきまして報告させていただくことになりました。

広域建設の相手方は御所市で、建設予定地は御所市栗阪、現御所市クリーンセンター敷地内でございます。

それでは今日に至りました経緯を報告させていただきます。

本町は清掃工場周辺6カ自治会との協定により平成27年9月までの操業期限を遵守するため、単独建設、補助対象による広域化建設、他市町村委託、民間委託について調査研究を進めてまいりました。

単独建設は町独自の焼却施設が確保でき、適正な処分、処理が可能であります、建設費など、すべてが町負担となり、処理経費等も含め一番高価となります。

補助対象による広域化建設については、国の循環型社会形成推進交付金は、対象事業費の3分の1が交付対象となり、一番安価であります。しかし、人口5万人以上または面積400平方キロメートル以上などの交付要件があり、本町単独では補助対象とはなりません。

他市町村委託、民間委託についても近隣市町の施設状況、民間業者などの調査を行うとともに、可能性を模索してきたところ、県から御所市が焼却施設の老朽化から補助対象となる広域化のパートナーを探しているとの情報を得たところであります。なお、現施設敷地内に新施設建設用地があり、市の財政状況から単独建設は難しいとのことであり、のちに打診があったところであります。

本町といたしましては、建設用地が確保されていること、平成23年に京奈和自動車御所インターの開通が見込まれ、時間短縮が図れることから、地元同意を条件に御所市との広域化に取り組むことを示唆したところであります。

昨年第1回定例会におきましては、広域建設の前提の1つである地元同意を得られる見通しであることから、補助対象による広域建設を第一義に進めてまいりたいと考え、委員長報告を願ったところであります。その後、御所市現施設で国の基準値を超えるダイオキシンが検出され、平成21年5月に稼働停止となり、また現施設の操業延長が平成21年7月であることから延長を自治会に諮ったところ、地元自治会が難色を示され、その後、協議を重ね施設整備に万全を期することを条件に操業延長の承諾が得られました。しかし、ダイオキシン問題から焼却施設に対して地元住民はナーバスになり、協議を願っておりましたが、明確な広域建設の同意を得られぬまま1年以上が経過したところでございます。

御所市では地元説明会や先進地視察など、住民の理解に努力され、8月19日、広域化についての是非を問う住民投票が行われ、広域化建設に対し、8割以上の住民の賛同を得られたところでございます。一般廃棄物処理を広域化で行うことにより、国の交付金の対象になることはもちろんのこと、施設の集約化による建設費や維持管理費の負担軽減が図れます。

以上のことから広域建設に向け、御所市と具体的な協議に入りたいと考えており

ます。今後におきましては、共通課題を行政区を越えて広域的に処理することから、対等の立場として、田原本町・御所市による一部事務組合の設立に向けての協議会を設置し、循環型社会への形成、周辺環境及び地球環境の保全に配慮した中間処理施設を目指してまいります。

議員各位におかれましては、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。ご報告といたします。

○議長（松本宗弘君） 清掃工場建設の状況報告については以上でご了承をお願いいたします。

議案の一括上程（報第13号より認第1号までの9議案について）

○議長（松本宗弘君） 続きまして、報第13号、平成22年度田原本町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告より、認第1号、平成21年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についてまでの9議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、報第13号、平成22年度田原本町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告より、認第1号、平成21年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についてまでの9議案につきましては一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、平成22年田原本町議会第3回定例会に提出させていただきました各議案につきまして、概要の説明を申し上げます。

す。

報第13号、平成22年度田原本町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告につきましては、補正予算額は1,630万5,000円の増額で、補正後予算総額は99億8,630万5,000円でございます。

補正内容は、土木費、1,630万5,000円の増額で、平成15年8月15日に発生した町道における原動機付自転車の転倒事故に係る損害賠償事件控訴審で判決が確定したことに伴います賠償金でございます。

なお、財源は諸収入でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により平成22年7月26日付けで専決処分をしたものでございます。

次に、報第14号、平成22年度田原本町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告につきましては、補正予算額は、7,444万5,000円の減額で、補正後予算総額は99億1,186万円でございます。

補正内容は、総務費、39万9,000円の増額は、固定資産税等の過誤納付金還付請求事件及び固定資産評価審査決定取り消し請求事件の第一審で勝訴いたしました。が、市街化区域とされていることが違法であるという理由で相手方控訴による弁護士委任料でございます。

土木費、7,484万4,000円の減額は、踏切改良工事委託料について平成22年度で実施する石見8号踏切分を減額するもので、また、平成23年度で実施する西田原本3号踏切分を増額する債務負担行為補正でございます。

なお、財源は国庫支出金及び繰越金でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により平成22年8月10日付けで専決処分をしたものでございます。

次に、議第35号、平成22年度田原本町一般会計補正予算（第3号）につきましては、補正予算額は1億6,476万9,000円の増額で、補正後予算総額は100億7,662万9,000円となります。

補正内容は、民生費、1億1,321万8,000円の増額は、障害者自立支援介護訓練等給付費が実績により増が見込まれることから増額するものと、県支出金の精算による返納金でございます。

衛生費、70万円の増額は、国庫支出金の精算による返納金でございます。

土木費、1,403万5,000円の増額は、道路新設改良事業の用地取得費と緊急雇用創出事業を活用する公園管理委託料でございます。

教育費、3,681万6,000円の増額は、唐古・鍵遺跡公有化事業の用地取得費及び建物移転補償費でございます。

また、地方債補正は、小中学校校舎地震補強事業を340万円増額いたすものでございます。

なお、財源は国県支出金、繰越金及び町債でございます。

次に、議第36号、平成22年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正予算額は1億1,380万3,000円の増額で、補正後予算総額は33億8,382万9,000円となります。

補正内容は、財政調整基金の積み立てと国県支出金等の精算による返納金でございます。

なお、財源は財産収入及び繰越金でございます。

次に、議第37号、平成22年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正予算額は4,776万円の増額で、補正後予算総額は20億7,176万1,000円となります。

補正内容は、総務費、3,442万4,000円の増額は、介護基盤整備等補助金を県の補助単価の増に伴い増額するものと、新たに県の補助制度を活用し、開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援する施設開設準備経費助成特別対策事業等補助金でございます。

また、諸支出金、1,333万6,000円の増額は、国県支出金等の精算による返納金でございます。

なお、財源は県支出金及び繰越金でございます。

次に、議第38号、町道小阪富本線踏切改良工事委託協定の締結につきましては、本年度から2カ年で近鉄橿原線石見8号踏切及び近鉄田原本線西田原本3号踏切の拡幅工事等を協定金額2億6,100万4,000円で、大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号 近畿日本鉄道株式会社 取締役社長 小林哲也と工事委託協定書を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条

例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第39号、公共下水道事業（特）第22-12号工事大網道路排水整備工事請負契約締結につきましては、大網地内の町道において、下水道管布設工事585.25メートル及び道路排水整備工事604メートルを、契約金額5,473万6,500円で、田原本町大字阪手355番地の1 前田道路株式会社 奈良営業所 所長 門田 治と工事請負契約を締結したいので、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第40号、訴えの提起につきましては、田原本町大字金沢41番地の町営住宅入居者が、町営住宅家賃を長期にわたり滞納し、再三にわたる督促等に応じないため、町営住宅の明け渡し請求及び滞納家賃等の支払い請求をする訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、認第1号、平成21年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、議会の認定を求めるものでございます。

各会計の決算の概要でございますが、一般会計は、歳入総額107億577万7,000円で、歳出総額102億8,984万3,000円となり、歳入歳出差引額は4億1,593万4,000円の残額であり、翌年度に繰り越すべき財源3,898万5,000円を除く実質収支は3億7,694万9,000円でございます。

次に、国民健康保険特別会計は、歳入総額32億3,062万7,000円で、歳出総額30億2,947万9,000円となり、歳入歳出差引額は2億114万8,000円でございます。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計は、歳入総額889万9,000円で、歳出総額881万5,000円となり、歳入歳出差引額は8万4,000円でございます。

次に、公共下水道事業特別会計は、歳入総額及び歳出総額は同額の19億1,854万7,000円であり、歳入歳出差引額はゼロでございます。

次に、老人保健特別会計は、歳入総額2,160万6,000円で、歳出総額1,

888万1,000円となり、歳入歳出差引額は272万5,000円でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計は、歳入総額3億174万9,000円で、歳出総額3億130万1,000円となり、歳入歳出差引額は44万8,000円でございます。

次に、介護保険特別会計は、歳入総額19億750万7,000円で、歳出総額18億8,680万6,000円となり、歳入歳出差引額は2,070万1,000円でございます。

次に、磯城郡介護認定審査会共同設置特別会計は、歳入総額1,404万9,000円で、歳出総額1,220万4,000円となり、歳入歳出差引額は184万5,000円でございます。

次に、水道事業会計は、収益的勘定による収入総額7億4,595万4,000円、支出総額7億6,638万4,000円で、消費税を差し引いた純損失は3,109万5,000円となり、前年度からの繰越欠損金2億924万8,000円を加えた当年度末における未処理欠損金は2億4,034万3,000円となったものでございます。

資本的勘定は、収入総額1億1,405万6,000円、支出総額3億9,106万4,000円で、収入支出差引額は2億7,700万8,000円の不足となり、過年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしたものでございます。

以上、各議案につきましてその概要を申し上げましたが、よろしくご審議を賜りまして、ご議決、ご認定くださいますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが提案理由の説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして町長の提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会をいたします。ありがとうございました。

午前11時23分 散会